

保護者のみなさんへ

ポイント

- インターネット上に書き込まれたことは世界中の人が見ることができます。
⇒書き込まれた内容を誰かが別のところにコピーしてしまうことがあります。
⇒一度載せると取り消すことができません。
- 匿名で書き込んでも、誰が書き込んだか突き止めることができます。
- ネット上でうそや悪口を書くのは、世界中の人にうそや悪口を言っているのと同じことです。
- 日常生活でやってはいけないことは、インターネット上でもやってはいけません。

インターネットの特性の一つとして、匿名で不特定多数への情報発信が簡単にできることがあげられます。そのため、匿名だからと軽い気持ちでSNSや掲示板に他人の悪口を書き込んだり、写真を掲載したりして、トラブルになる事例が増えています。

また、簡単にコピーできるため、広い範囲に拡散してしまい、取り消すことができなくなります。もとの書き込みを消しても、いつまでも別のところに残っているため、自分や友人の進学や就職等の将来に影響を与えることもあります。

匿名であっても、誰が書き込んだのか調べれば分かります。軽い気持ちで投稿した書き込みが、インターネット上で拡散、炎上し、住所や名前、学校等が突き止められ、個人情報さらされるという事例もあります。

※後で書き込みを消そうと思っても、書き込みをしたときのIDやパスワード等、登録内容を忘れてしまったため、消すことができないという事例もあります。

⇒IDやパスワードなどは忘れないようにきちんと管理するよう伝えましょう。

※自分のことが書き込まれているのを見つけたときは、すぐに保護者に相談するよう伝えておきましょう。

トラブルに発展しないために、家族で話し合っておきたいこと

- 情報発信には責任を持たないといけない。書き込む前に、書き込んでよい内容かどうか、よく考える。
 - ・ 傷つく人がいないか、迷惑をかける人がいないか
 - ・ 自分の将来に悪い影響を与えないか
- トラブルになったら、すぐに家族に相談する。

困ったときの相談窓口 もしものときや、困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう。
親身になって話を聞いてくれます。

インターネットを利用した犯罪にあったら	<p>【鳥取県警察本部】 【警察相談専用電話】#9110 (通常の通話料がかかります。IP電話不可) 0857-27-9110 【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110 (代表) 【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp</p>
架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら	<p>【消費者ホットライン】188 (局番なし) 【鳥取県消費生活センター】 【東部消費生活相談室】0857-26-7605 (県庁第2庁舎2階) 【中部消費生活相談室】0858-22-3000 (倉吉交流プラザ2階) 【西部消費生活相談室】0859-34-2648 (米子コンベンションセンター4階)</p>
ネットいじめに悩んだら	<p>【相談電話・メール】 【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310 (無料・毎日24時間) 【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp 【いじめ110番】0857-28-8718 (毎日24時間) 【子どもの人権110番】0120-007-110 (平日のみ8:30～17:15) (無料・IP電話不可)</p>

【小学校4～6年生向け】

電子メディアとの付き合い方 学習ノートB

児童の皆さんへ

このノートは、電子メディア機器(テレビ、スマートフォン、パソコン、ゲーム機、音楽プレイヤーなど)との上手な付き合い方を学校や家庭で学習できるようにつくりました。このノートを利用して、自分の電子メディア機器の使い方を振り返ったり、友だち同士や家庭で話し合ったりできるようになっています。

保護者の皆さんへ

近年、インターネット環境の急速な発達により、スマートフォン等電子メディア機器は生活の中でなくてはならないものとなり、子どもたちの生活の中にも浸透しています。子どもたちにとって、親しみやすく、便利で楽しいものとなっている反面、友人関係のトラブルや生活習慣の乱れなどが深刻化していることから、上手につきあっていくことが求められています。利用に際してトラブルに巻き込まれないよう、家庭で話し合うために、このノートを作成しました。子どもたちが「自分で考え」、家庭で「話し合う」構成になっています。また、家庭で話し合う際の参考にしていただくため「保護者の皆さんへ」のページもあります。

なお、このノートは、電子メディア機器の購入を推奨するものではなく、利用に際して家庭で考え、話し合ってもらうことを目的に作成しています。

学校では

このノートは、子どもたちや各学校の実情に応じて、学校での学習(道徳や学級活動などの情報モラルに関する学習等)や家庭での学習(週末や長期休業での宿題等)で活用できるようになっています。また、このノートをもとに、各家庭で話し合われたことを学級・学年通信等でまとめていただき、保護者の皆さんと情報共有したり、保護者懇談等で活用していただいたりすることも目的の一つとしています。

年	組	番
名前		

鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会
(事務局：鳥取県教育委員会事務局社会教育課)

「動画に夢中になると…」

はな子さんは、インターネットでお笑い芸人の動画を見るのが大好きです。

学校にいる間も、帰ってからどんな動画を見ようか考えていると、授業に集中できません。

今日も、家に帰るとすぐにインターネットで動画を見始めました。

「ひとつだけにしよう」と思いましたが、ひとつ動画を見ると、隣に おすすめ動画や関連動画が出てきます。

気がつくと、見始めてから2時間が過ぎていました。

夕食の後、宿題をする前に、「もう少しだけ」と思い、動画を見ました。

気がつくと、夜中になっていました。

毎日こんな生活をしているので、朝寝坊をするようになり、宿題もできなくなりました。



【考えてみよう】

① はな子さんの行動で、気になるところはどこでしょう。

② 失敗の書き込みをされたり、うそを書き込まれたりした友だちはどんな気持ちでしょう。

【家の人と話し合ってみましょう】

インターネット上に書き込みをするときに、何に気をつければよいか家の人と話し合ってみましょう。

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。

先生の印

「そんなこと書き込んでも大丈夫？」

はな子さんはインターネットの掲示板に、本当の名前ではなく「めぐみ」という名前で、毎日学校での出来事を書き込んでいます。

読んでくれる人が少ないので、たくさんの人に読んでもらおうと、クラスの友だちの失敗や間違いを、おもしろおかしく書き込んでみました。

すると、読んでくれる人が増えました。

うれしくなったはな子さんは、もっと書き込みをしようと思いましたが、クラスの友だちは毎日失敗や間違いをするわけではありません。

困ったはな子さんは、クラスの友だちが失敗したという「うそ」を書き込み始めました。



ある日、学校で、クラスの友だちが、「誰かがぼくの悪口をインターネットの掲示板に書き込んでいます。」と先生に相談していました。

はな子さんは、「見つかってしまった。」と思いましたが、「本当の名前を出してないからバレないだろう。」と思って、だまっていました。

次の日、はな子さんは先生に呼ばれ、注意されました。

【かんがえてみよう】

① はな子さんの生活で、気になったところがありますか。

② このままの生活を続けていると、はな子さんはどうなると思いますか。

【いえひと はな あ 話合ってみよう】

家の人と話し合い、ゲームやインターネットを使うときの約束(ルール)を決めましょう。

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。

先生の印

ポイント

- 動画視聴やゲームをやめられなくなり、生活習慣が乱れてしまう事例が多いです。
- ルールをつくる時には、家庭内でしっかり話し合い、具体的なルールをつくる必要があります。
- ルールをつくる時には、「守れなかった時のルール」もつくるのが大切です。

動画視聴に熱中するあまり、夜遅くまで起きているため、寝不足になって生活習慣が乱れてしまう児童・生徒が増えています。ひどくなると昼と夜が逆転して学校へ行けなくなる事例もあります。

インターネットでの動画視聴には「次々と関連するおすすめ動画が出てくる」など、やめられなくなる仕組みがあります。そのため、インターネットでの動画視聴に夢中になってしまい、いつの間にか長時間視聴してしまっていたということがあります。そうならないように家庭で約束(ルール)を決めておきましょう。ルールを決めるときには、家族でよく話し合ってください。

ゲームでも同様の事例があります。ゲームについてもルールを決めておくのが大切です。

知っていますか？ 動画再生サイトYouTubeの利用規約について…

※YouTube利用規約より引用

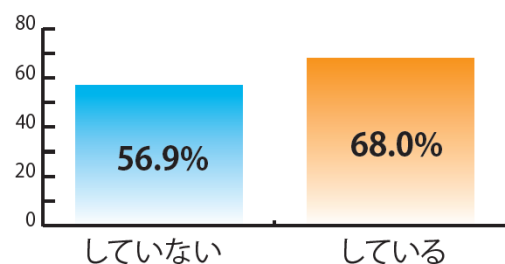
「本サービスは13歳未満の子供による利用を意図していません。あなたが13歳未満の場合、YouTubeウェブサイトを利用しないで下さい。あなたに、より適しているサイトが他にも沢山あります。あなたにそのサイトが適しているか、ご両親に相談してください。」

決めておきたい ルールの例

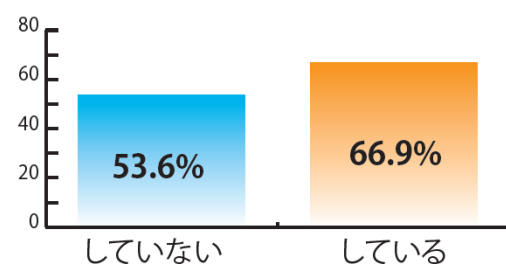
- 使用時間(1日の使用は○時間以内 など)
- 使用場所(自分の部屋では使用しない など)
- ルールを守れなかったときは…(○日間使用禁止にする、保護者に返却する など)

生活習慣と学力の関係(平成29年度全国学力・学習状況調査より)

毎日同じくらいの時刻に寝ていますか
<鳥取県における2教科平均正答率>



毎日同じくらいの時刻に起きていますか
<鳥取県における2教科平均正答率>



⇒ 決まった時間に寝起きしている児童の方が、2教科(国語・算数)の平均正答率が高い傾向が見られます。

※2教科平均正答率とは、「どちらかといえば」している(あるいは「どちらかといえば」していない)と回答した児童の国語と算数の正答率の平均

インターネットトラブル事例集 ⚠

ネット依存(インターネット依存)

夜中までインターネットに夢中になり、寝不足になって、勉強等に影響が出る場合があります。ひどくなると昼夜逆転して、健康を害したり、学校に行けなくなったりすることもあります。



■つながり依存

SNSや無料通話アプリ、メールなどインターネット上のつながりに夢中になり、スマートフォンが手放せなくなったり、パソコンの前から動けなくなったりしてしまう人が増えています。

■ゲーム依存

オンラインゲームに没頭してしまい、やめられなくなってしまうこともあります。夜中にプレイすることが多くなるため、睡眠時間が短くなり、勉強や健康等に影響することがあります。

■コンテンツ依存

サイト内の動画や記事などを見続けてしまい、いつの間にか長い時間インターネットを使っていたという人も増えています。

使用する時間や場所などのルールを決めるのが大切です。

SNSやネットで知り合った人による犯罪被害

SNSなどネット上で知り合った相手から、優しい言葉をかけられたり、趣味が合ったりすると、自分のことを理解してくれるかと思ってしまい、実際に会ったことがなくても信頼してしまいます。その結果、実際の友だちや家族に言えないことでも相談したり、悩みを話したりしやすくなります。

しかし、相手の年齢や名前などはもちろん、本当に優しい人かどうか、送ってきた写真が本物かどうかなど、確認することはできません。「自分の写真を送ってしまい、公開されてしまった」ばかりではなく、実際に会う約束をして、生命に関わる犯罪に巻き込まれるといった危険な事例も起きています。

- ・ SNSで知り合った人を簡単に信用してはいけません。
- ・ 絶対に実際に会う約束などをしてはいけません。
- ・ 絶対に自分や友だちの写真や個人情報を送ってはいけません。





ポイント

- サイトに入ったとたん「登録料」と称して、高額請求を行うサイトがあります。また、「無料」や「プレゼント」の言葉を使い、クレジットカード番号等を聞き出し、詐欺をはたらくサイトがあります。
- 個人情報(特にクレジットカード番号や銀行の口座番号など)を入力する場合には必ず保護者に相談することが必要です。
- トラブルに遭ったときは、信頼できる相談窓口(消費生活センターなど)や警察に連絡してください。そのために、保護者のみなさんは相談先を知っておく必要があります。

インターネットを介した詐欺等の例

サイトに入ったとたん「有料サイトの登録完了」の表示とともに、高額の登録料を請求された。



表示された連絡先(アドレスや電話番号)に連絡せず、無視をしましょう。
(連絡を取っても解約される保証はなく、かえって個人情報を相手に知らせることになってしまいます。)

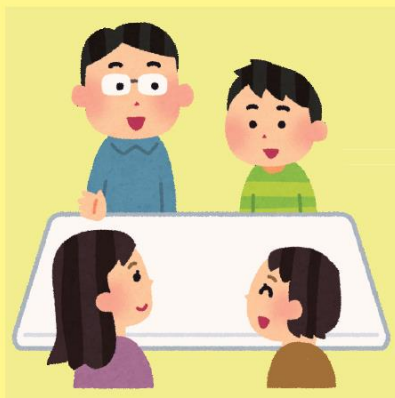
本物のショッピングサイトのように見せかけ、クレジットカード番号、パスワードなどを入力させられて、金銭を奪われた。また、実際の金融機関(銀行等)を名乗るメールで、キャッシュカード番号や暗証番号を聞き出され、金銭を引き出された。



必ず大人が確認し、「いつもと違う」「何かおかしい」ということがあれば、入力をしなないようにしましょう。また、金融機関からメールで暗証番号やクレジットカード番号を聞かれることはないことを知っておきましょう。

トラブルに発展しないために、家族で話し合っておきたいこと

- むやみに知らないサイトに入らない。(インターネットは安全なサイトばかりではない。)
- トラブルになったときは、自分で解決しようとはせず、必ず保護者に相談する。(お金を振り込んだり、相手に連絡を取ったりしない。)
- 個人情報(住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号など)を入力する必要がある場合は、必ず保護者に相談する。
- 個人情報を聞き出すような不自然なメールを受け取った際には、必ず保護者に相談する。



インターネットを安全に使うため、知っておきたいこと

インターネットには、様々な特性やサービスがあります。自分やまわりの人を守るために知っておきましょう。

①世界中に公開されます

インターネットへ載せた文章や写真は世界中に公開されます。「親しい友だちだけだから…」と思っても、誰かが転送すれば世界中に公開されてしまいます。

②一度載せると取り消すことはできません

インターネット上に一度載せた文章や写真は取り消すことができないことが多く、必ずどこかに記録が残ってしまいます。名前を書かない場合でも誰が発信したかという記録が必ず残ります。将来の自分にとって、マイナスになってしまうこともあります。

③情報をそのまま信用してはいけません

インターネット上には誰でも情報を載せることができるので、信用できない情報も多く、情報を手に入れる時には正しい内容かどうかを確かめる必要があります。

④相手のことを考えながら通信しましょう

インターネットでのやりとりは文字が中心になるため、思いが相手に伝わりにくく、誤解が生じる場合があります。また、同じ情報でも相手によってとらえ方が違う場合もあります。また相手にも事情があり、すぐに返信できないこともあることを知っておきましょう。

⑤夢中になってやめられなくなるサービスがあります

インターネットのサービスの中には、夢中になるサービスがたくさんあります。使い始めるとなかなかやめられなくなり、依存になる可能性もありますので、使う時間を決めましょう。

「メディア21:00」運動

21時以降は友だちを巻き込むようなLINE(ライン)などのコミュニケーションツールやゲームをやめて相手の時間を尊重しようという運動です。鳥取県PTA協議会が提唱し、様々な団体が賛同し運動を進めています。生活習慣をくずさないようにするためにも「メディア21:00」運動に取り組みましょう。

※電子メディア機器の利用や、購入をすすめるものではありません。

「どんどんクリックしていくと…」

たろうさんは、ゲームの攻略法をいつもインターネットで調べています。

今日も、いつものようにインターネットのサイトを見ていました。ゲームの攻略に役立つ、いろいろな情報が載っていました。

見ていると、ゲームには関係のない、楽しそうなサイトの広告(バナー)や、おもしろそうな動画の情報がたくさん載っていました。

おもしろそうなので、クリックしてみました。

楽しそうな動画の情報がどんどん出てきます。

いろいろなところをクリックしていると、「入場しますか?」と表示されました。

文字の下に「入場する」「入場しない」のボタンがあったので、「入場する」のボタンをクリックしました。

すると、「会員登録完了。登録料30,000円」の文字が出てきました。

たろうさんは、困ってしまいました。



【かんがえてみよう】

① たろうさんの行動で、気になるところはありますか。

② たろうさんは、この後どうすればよいでしょう。

【いえひと話合ってみましょう】

インターネットを利用するとき、たろうさんのようにならないために、どんなことに気をつけなければいけないか家族と話し合ってみましょう。

★おうちの方へ

話し合う際には次ページの「保護者のみなさんへ」を参考にしてください。